

社債型セキュリティトークンの取扱いに関する
START 運営委員会及びタスクフォースにおける
一次的な議論の取りまとめ

令和 5 年 6 月 12 日

大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

目次

<u>はじめに</u>	3P
1. <u>利子支払日前の売買停止について</u>	4P
2. <u>償還日前の売買停止について</u>	6P
3. <u>質権等の設定について</u>	7P
4. <u>社債 ST の事務処理に係る関係者間の契約等の標準化</u>	8P
5. <u>社債 ST の銘柄コードの取扱い</u>	11P
6. <u>社債 ST の契約締結前書面の標準化</u>	13P
<u>おわりに</u>	14P

はじめに

現在、START においては不動産を対象として内国信託受益証券をブロックチェーン上で管理する複数のセキュリティトークン（以下、「不動産 ST」という。）の取扱いが行われている。そして、今下半期を目途に社債をブロックチェーン上で管理するセキュリティトークン（以下、「社債 ST」という。）が、START での取扱いを前提として発行されることが想定されている。

START の制度設計や業務処理、各関係者の契約関係等については、基本的に不動産 ST を前提として検討・整理し、実運用が行われている。しかし、社債 ST については、これらについて幾つかの点で不動産 ST とは対応を変える必要が想定される。

そこで、START 運営委員会及びその下部組織であるタスクフォース（以下、「TF」という。）にてその対応の検討を行った。なお、検討の範囲は売買取引から清算決済、銘柄管理までの広範に及び、かつ、相互に関連する可能性があることから、TF に関しては売買制度 TF、清算決済 TF 及び取扱制度 TF の 3 つの TF が共同して検討を行った。

加えて、今下半期に具体的な発行が想定されているという時間的な制約もあることから、今回の検討では、円建て、固定利付、満期償還かつ特殊なコベナント等の特約条件が付されていない社債を対象商品として、START での取扱い開始に当たって最低限必要と想定される項目に限って、議論し、一次的な取りまとめを行っている。

したがって、今後、変動利付債、外貨建債、あるいはコーラブル債など様々な条件が付された債券が START 取扱いを前提に発行されることも想定されるが、その際には、改めて追加の検討・議論を行うこととしている。

本取りまとめを踏まえ、大阪デジタルエクステンジ（以下、「ODX」という。）及び START 取扱い社債 ST の関係者は、今後速やかに必要な制度整備や運用の実装等を進めることとしている。

1. 利子支払日前の売買停止について

(1) 課題

既に発行されている社債 ST においては、社債原簿上の利子支払対象となる保有者を特定するとの実務上の都合から、利子支払日（以下、「利払日」という。）前の数日間、ブロックチェーン上の記録を停止する措置を取っている。その結果、記録停止期間が決済日に該当する間は譲渡制限となるため、その間は、社債 ST の保有者は保有する ST について譲渡を行えない。

この状態を同様に START 取扱いとなる社債 ST に当て嵌めることとした場合、決済日が記録停止日に該当する期間、START における当該銘柄の売買取引を停止する必要がある。既に START 取扱いとなっている不動産 ST においても、分配金の権利確定日の 7 営業日前又は 6 営業日前から 2 営業日前までの間、受益者原簿の確定のために START における売買取引を停止することとしている。

本来、投資者の取引機会を可能な限り確保することは、START のセカンダリー・マーケットとしての使命であることから、利払いや分配金の権利確定に伴う売買停止措置は実施しない、若しくは実施するにしても極力短期間とすることが望まれる。しかしながら、ST という新しい商品に対する実務上の処理の要請や法制の解釈¹が未確定の部分があることなどから、一定期間の売買停止期間を設定することは、現状ではやむを得ないものと考えられる。

一方で、不動産 ST においては、運用対象となる不動産は発行者から倒産隔離されているため、権利確定日の近辺において発行者に何らかの不都合が生じても投資者への影響は限定的であり、又、運用対象不動産に事故が発生し資産価値が毀損する可能性は残るものの一般的に可能性が低いと考えられる。よって、最長で 5 営業日という売買停止期間を設けたとしても投資者の利益を著しく減じているとまでは考え難い。しかし、社債 ST については、発行体の発生事実や決定事実が、直接的に当該社債 ST への投資者の投資判断に影響し得ることから、権利確定日前の定期的な売買停止期間については、極力短縮することが投資者保護上、望ましいと考えられる。

さらに、証券保管振替機構の取扱いとなる振替債においては、振替口座簿の移転記録を利払い日の前営業日のみ停止し、利払日に 2 営業日分の移転記録をまとめて実施している。そのため、振替債では、利払いに伴う売買停止措置や譲渡制限措置は行われていない。よ

¹ 振替債では社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」という。）のもとに証券保管振替機構の業務規程（社債等のに関する業務規程第 58 条の 30、業務規程施行規則第 27 条の 38）において利払日の前営業日（前営業日は振替停止期間）の残高に基づき、利払いを行えるとされている。従って、その利払日の前営業日に利払対象の社債権者及び対象残高が確定されていることとなる。しかし、社債 ST については、振替債のような法的な強制力を伴う規定がないため、現状では、会社法上の原則的な取扱いとなり、利払日に社債原簿に記載されている社債権者に利子を支払うことになる。

って、社債 ST において長期間の売買停止期間を設定してしまうと振替債と比較の上で競争力が低下することも懸念される。

(2) 議論の取りまとめ

本件につき、事務局より TF メンバーを通じて関係する委員及びオブザーバーに対して、以下の 4 点の照会を行った。

- 1 振替債と同様に START における売買取引は停止せず、移転記録のみ利払日の前営業日を禁止し、利払日に 2 日分をまとめて移転記録を実施する対応で運用可能か。
- 2 既発行の社債 ST について、利払日も含めて 3 営業日乃至 4 営業日を移転記録禁止、即ち譲渡不可期間としている例が多いが、これを利払日も含めて 3 営業日に統一することで運用可能か。なお、この場合、移転記録禁止日に決済日が当たる日の売買取引は停止となる。
- 3 振替債では利払日に移転記録を実施していることを踏まえ、移転記録の禁止期間を利払日前の 2 営業日、あるいは 1 営業日のみとする運用は可能か。なお、この場合、移転記録禁止日に決済日が当たる日の売買取引は停止となる。
- 4 その他、運用上等で留意すべき点はあるか。

本照会事項のうち、項番①の振替債と同様の扱いについては、ブロックチェーン・プラットフォームの運用は可能であるものの、複数の委員から、利払日まで移転記録を停止する前提でシステム構築がされており、又、マニュアル運用により変則的な運用を行うことも実務上困難であるとの見解が示された。さらに、財務代理人である銀行と証券会社の実務において利払日に保有者が変わる可能性がある場合の法的な整理の必要性や利払日の社債管理者(財務代理人)、証券会社及び社債原簿管理人の業務フロー等について慎重な検討が必要との見解が多く委員から示された。よって、時間的制約が大きい本検討の段階においては、項番①の振替債と同様の扱いを導入することは困難と考えられる。

同様の理由から、項番③の利払日前のみ移転記録を停止し、利払日には移転記録を実施することで、売買取引停止期間を 1 営業日乃至 2 営業日に短縮する扱いについても、本検討段階において導入することは困難と考えられる。

項番②の利払日も含めて 3 営業日乃至 4 営業日を移転記録禁止とする扱いについては、複数の委員から現段階であっても 3 営業日の移転記録禁止期間、即ち利払日前 4 営業日前から 2 営業日前までを売買停止期間とする扱いであれば対応可能であるとの見解が示された。一方、一部の証券会社からは 4 営業日の移転記録禁止期間を設けないと運用が困難である旨、あるいは、利払確定の処理に一定の余裕がある方が現状では望ましい旨の意見も寄せられた。加えて、3 営業日の移転記録禁止期間に対応が困難な証券会社のみ前 1 営業日を顧客注文の取次を停止する案も検討されたが、START 市場が黎明期にあり、証券会社によって売買停止期間が異なることは投資者に混乱を招く恐れがあるとの見解も示された。

以上の議論から、現段階では社債 ST の利払いに伴う売買停止期間は、利払日前 5 営業日前から 2 営業日前までとすることが適当であると考ええる。なお、投資者目線からは、売買停止は行わない、若しくは極力短期間とすることが求められるため、本件については、継続的な検討を関係者間で実施することが望まれる。

2. 償還日前の売買停止について

(1) 課題

既に発行されている社債 ST においては、利払いの場合と同様に社債原簿上の償還対象となる保有者を特定するとの実務上の都合から、償還日の一定期間前からブロックチェーン上の記録を停止する措置を取っている。よって、当該社債 ST が START 取扱いの場合、記録停止期間の始期が決済日に該当する日から START 取扱廃止となる償還日の 2 営業日前の日²まで売買停止措置を講ずることになる。

ちなみに、既に START 取扱いとなっている不動産 ST においても同様に受益者原簿上の償還対象となる保有者を特定する実務上の都合から、償還日の 5 営業日前から移転記録の停止措置が取られる。よって、償還日の 7 営業日前から START での取扱廃止となる 2 営業日前³の前営業日まで売買停止措置を取ることを予定している。

本件は、利払いに係る売買停止と同様に本来、投資者の取引機会を可能な限り確保することが、START のセカンダリー・マーケットとしての使命であることから、たとえ償還が喫緊に到来するとしても可能な限り売買停止措置は実施しない、若しくは実施しても極力短期間とすることが望まれる。加えて、利払いに係る売買停止と同様に、不動産 ST においては、運用対象となる不動産は発行者から倒産隔離されているため、償還日の近辺において発行者に何らかの不都合が生じても投資者への影響は限定的であり、又、運用対象不動産に事故が発生し資産価値が毀損する可能性は残るものの一般的に可

能性が低いと考えられる。しかし、社債 ST については、発行体の発生事実や決定事実が、直接的に当該社債 ST への投資者の投資判断に影響し得ることから、たとえ償還直前であっても売買停止期間については、極力短縮することが投資者保護上、望ましいと考えられる。

なお、証券保管振替機構の取扱いとなる振替債においては、償還においても振替口座簿の移転記録を償還日の前営業日のみ停止することとしており、投資者の譲渡の機会の確保は図られている。⁴

² セキュリティトークン取扱規程施行規則第 10 条第 1 項第 10 号。

³ セキュリティトークン取扱規程施行規則第 10 条第 1 項第 2 号。

⁴ 東証上場の債券については、国債が最終償還日の 2 営業日前の日、その他の債券が最終償還日の 4 営業日前の日に上場廃止（有価証券上場規程施行規則第 909 条第 1 項第 4 号）。

(2) 議論の取りまとめ

本件につき、事務局より TF メンバーを通じて関係する委員及びオブザーバーに対して、以下の 2 点の照会を行った。

- 1 不動産 ST の移転記録停止期間である償還日の 5 営業日前を、社債 ST では 1 日でも 2 日でも短縮することは可能か。
- 2 その他、運用上等で留意すべき点はあるか。

本件に関しては利払いに係る移転記録停止期間の件と同様の理由から、多くの委員から数日間の名義書換停止期間は必要との見解が示された。又、具体的な日数については、4 営業日であれば現状でも問題が無い旨の見解が全委員から示された。なお、4 営業日の名義書換停止期間で機能するかについては、財務代理人である銀行の事務フローを確認すべきとの付帯意見が複数寄せられたことから、事務局にて複数の銀行に照会したところ、特段問題ないことが確認された。

以上の議論から、現段階では社債 ST の償還に伴う売買停止期間は、償還日の 6 営業日前から START での取扱廃止となる 2 営業日前⁵の前営業日まで売買停止措置を取ることが適当であると考え。ただし、投資者目線からは、売買停止は行われたい、若しくは極力短期間とすることが求められるため、本件についても、利払いに係る売買停止期間の問題と同様に継続的な検討を関係者間で実施することが望まれる。

3. 質権等の設定について

(1) 課題

質権設定や譲渡担保の扱いについては、証券保管振替機構の振替口座においては、登録質や略式質あるいは譲渡担保を行い、質権者と質権設定者あるいは譲渡担保権者と譲渡担保設定者の対象証券に係る配当受領権や議決権などの権利関係を調整することが可能となっている。これは社振法を根拠に質権口などの区分口を設けていることから、安定的に運用されていることによる。

一方、現状のブロックチェーン・プラットフォームにおいては、証券保管振替機構の振替口座のように質権設定を区分して振替処理を行う質権口は具備されていない。又、仮に具備されたとしても法的な有効性については議論が残る。そのため、質入れを行う場合、略式質として質権者のブロックチェーンアドレスに質権対象の ST を移転した上で社債原簿や不動産受益証券の受益者原簿と連動させながら質権であることを管理する必要が生じることとなるが、原簿管理者への負担が大きく、少なくとも現状では現実的とはいえない。

このような問題を回避するために不動産 ST においては、保有者に対して保有 ST の質入れや担保としての供託を禁じている。

⁵ セキュリティトークン取扱規程施行規則第 10 条第 1 項第 2 号。

(2) 議論の取りまとめ

本件につき、事務局より TF メンバーを通じて関係する委員及びオブザーバーに対して、以下の2点の照会を行った。

- 1 社債 ST においても、当面の間、保有者に対して、保有 ST の質入れや担保としての供託を禁ずることで、問題は無いのか。
- 2 その他、運用上等で留意すべき点はあるか。

本件に関しては、各委員とも当面の間、社債 ST の保有者に対しても、保有 ST の質入れや担保としての供託を禁ずることで、問題は無いとの見解を示している。

なお、一部の委員から投資者の利便性に鑑みると将来的に法改正も視野に入れつつ、ST における質権設定について、継続的に検討を行っていくべきとの意見が示された。

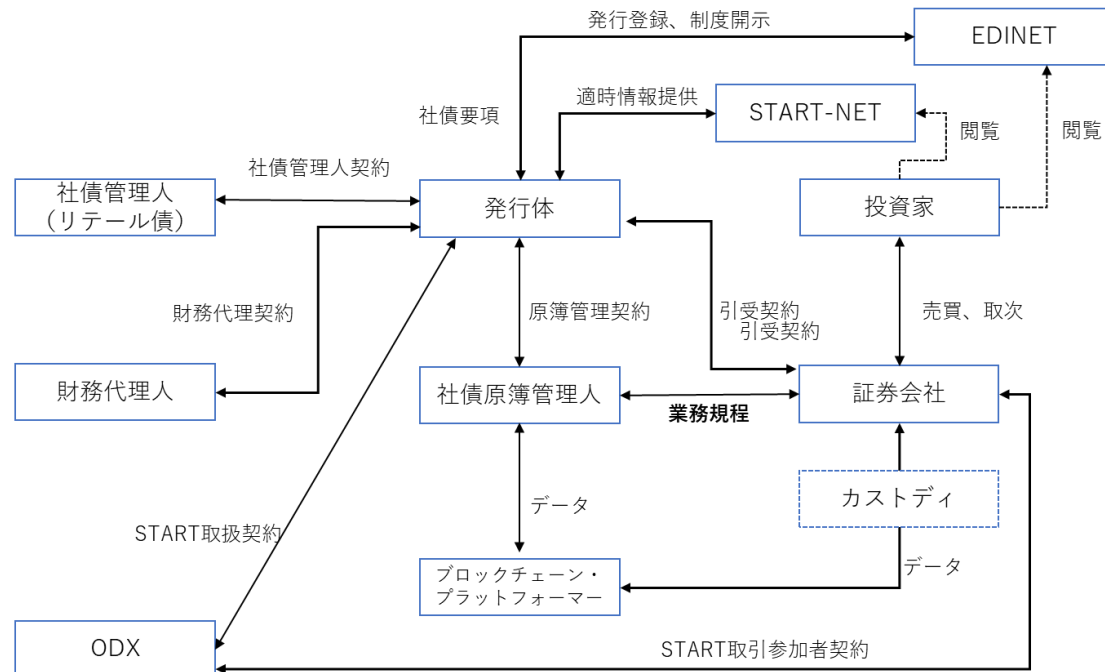
4. 社債 ST の事務処理に係る関係者間の契約等の標準化

(1) 課題

現時点で発行されている社債 ST に関しては、発行体、社債原簿管理人、財務代理人、社債管理人、取引参加者（証券会社）、ブロックチェーン・プラットフォーム等の関係者間の業務規程の合意や契約締結は、現状ではプライマリー段階を前提に行われている。

そのため、START 取扱い開始後に取引に参加する取引参加者（ST-Nominator 以外の取引参加者）が、業務規程を合意する、若しくは契約を締結する場合の規定内容やプロセスが整理されておらず、START へのスムーズな取引参加が図られないおそれがある。

【参考】社債 ST の関係者



【出典】 Boostry作成資料を基に事務局にて加筆作成

(2) 議論の取りまとめ

本件につき、事務局より TF メンバーを通じて関係する委員及びオブザーバーに対して、以下の3点の照会を行った。

- 1 ST-Nominator 以外の取引参加者の規程への合意や契約締結において、具体的にどのようなプロセス設定とすれば良いか。
- 2 各業務規程や契約において、START 取扱い後に取引に参加する者の存在を前提として修正等をすべき項目や規定内容等はないか。
- 3 その他、START 取扱い開始後からの取引参加も前提として検討すべき事項はないか。

本件に関しては、各委員から凡そ以下のような意見が寄せられた。

- 1) 従前の証券会社を跨いだ移転が起こらない前提においては、「社債原簿管理事務等委託契約（当事者：発行会社、社債原簿管理人）」、「財務代理契約（当事者：発行会社、財務代理人）」及び「引受契約（当事者：発行会社、証券会社）」の3つの契約において、いわゆる同一の業務規程を順守するように約することで対処することができている。なお、多くの場合、社債原簿管理人[ST 移転事務を担う]=財務代理人[元利払いに係る事務を担う]であるが、業務の違いから2つの契約に分かれている。この3契約で構成するスキームには主に次の2点の問題点がある。

A) 証券会社に業務規程を守らせる仕組みは引受契約になっているが、引受契約は

通常ワントタイムの契約であり、なおかつ引受を行わないセカンダリーで関与する証券会社が締結する契約として適当ではない。

- B) 仮に引受契約に変わる契約をセカンダリーに関与する証券会社ごとに発行会社が締結すると想定すると、それは発行会社にとって相当の負担になり得るため START での取扱いに消極的になる懸念がある。

これらの問題点をどうクリアするのか、ブロックチェーン・プラットフォームの違いも考慮しつつ検討する必要がある。さらに、上記スキームを利用しようとする、証券会社間を移転しないケースでも 3 つの契約の平仄を取る必要があり、それが発行体に依拠することになっていることから、発行体の負担を軽減する方策を検討する必要がある。

- 2) セカンダリーから取引に参入する証券会社に業務規程を守らせるにあたり、どの契約を誰と締結するのかを慎重に検討する必要がある。仮に発行体と締結するにしても、実際上のオペレーションは銀行・証券会社間であり、発行体が銀行との連携のハブになるのは発行体にとって相応の負担となると考えられる。
- 3) 社債 ST でのプライマリー時の関係者間（発行体、銀行、プラットフォーマー、証券、社債管理者、社債原簿管理人等）での契約書に関して、標準形となる雛形作成、可変部分のみを別紙や別途定める様式の作成などが想定される。これらの標準化を検討するにあたり、契約内容のみならず、各関係者の実務運用やシステム運用が支障なく実行できるのかの確認が必要と考える。
- 4) 社債原簿管理人、財務代理人及び証券会社がセカンダリーにおいて生じる業務処理について、ODXが定める標準業務規程を順守する形が望ましいと考える。これによって、業務処理について銘柄ごとに 3 者契約を締結するという実務上の煩雑性や負担を回避し得ると考えられる。なお、3 者を当事者とするのは、金銭の受渡しの処理を規定するためである。
- 5) ibet for Fin コンソーシアムでは、セカンダリー市場で取引される際の社債 ST の業務規程のひな型は作成済みである。これを踏まえ、以下の点を金融機関や ODX を交えた場で整理するのが良いと考える。
 - A) 元利払い時の移転禁止期間の確定
 - B) 業務規程を社債要項等で参照する方法（不動産 ST の場合、信託契約において業務規程を参照している。このような方式を以て、発行体と証券会社（セカンダリーから参加する会社を含めて）が共有する形態を整理
- 6) Progmatt 上の社債 ST 案件については、セカンダリーから参加する取引参加者（証券会社）は、社債発行会社・社債原簿管理人との「社債原簿管理委託」および、必要な場合はカストディアンとの「カストディ業務委託契約」の締結が参加プロセスになると考えられる（枠組みとしては、不動産 ST と同様）。
- 7) 社債原簿管理業務委託契約に関し、現状は、発行体、社債原簿管理人、証券会社での 3 者間契約となっているところ、発行体⇄社債原簿管理人、社債原簿管理人⇄証

券会社の 2 契約に分離が必要と考えている。

- 8) 証券会社と社債原簿管理人の間での社債原簿管理業務委託契約の再委託に関し、ODX 銘柄を包括的に対象とする契約の追加が必要と考えられる。

このように各委員からの意見は、標準化の促進による実務負担の軽減、発行体の負荷の回避など大きな方向性は一致を見ているものの、具体的な対応策について明確な一致を見ているとまでは言い難い。特に契約形態については 3 者契約と 2 者契約で意見が分かれている。

一方で、本件は各関係者の実務上の処理を規定するものであり、検討に当たっては、その点について知見を有する者が中心となることが、検討の深度やスピードにおいて重要になると考える。

そこで、時間的制約もあることから、一旦、社債 ST の引受・募集の取扱いに最も強い意欲を示している証券会社、ブロックチェーン・プラットフォーマー及び財務代理人の銀行において専門的検討を鋭意進め、具体的な標準化の成果物案を提示して頂いた上で、それを以て本委員会において議論し、関係者の合意を得ることとする。

5. 社債 ST の銘柄コードの取扱い

(1) 課題

先行する不動産 ST においては、証券コード協議会が附番する ISIN コードと ODX が独自に附番するの START コード⁶の 2 本立てにて運用している。

一部の証券会社より、社債 ST については証券コード協議会が附番する公社債コードも附番することが要請されている。

(2) 議論の取りまとめ

本件につき、事務局より TF メンバーを通じて関係する委員及びオブザーバーに対して、以下の 5 点の照会を行った。

- 1 START マッチングシステムの“Exchange Symbol”には START コードを設定する仕様となっているため、仮に公社債コードを附番してもそれを“Exchange Symbol”に設定することは不可となる。又、FIX・ITCH などの相場情報系のプロトコルにおいても公社債コードをサポートすることも不可である。よって、ODX が提供する銘柄

⁶当初、START に取引参加予定の証券会社からは、証券コード協議会が附番する銘柄コード（4 桁コード）を不動産 ST にも附番することを要請された。しかし、証券コード協議会より、ST 化された不動産受益証券が現行の銘柄コード体系に組み込まれておらず、組み込む場合には、関係者との一定の合意形成が必要であることから、早期に附番することは困難との意向を示されたため、当面、4 桁コードに代わって ODX の独自附番となる START コードを採用している。

マスター（有償・無償双方とも）に公社債コードを別フィールドで追加する運用となる。このような前提で公社債コードも附番することで問題は無い。

- 2 START の取引参加者に提供している発注端末である Trading GUI 上に公社債コードを表示することは、理論上は可能であるが、コストと開発時間を要するため、当面は対応しないことで問題は無い。
- 3 公社債コードはマッチングエンジン等の ODX 側の必要要件ではないことから、附番に伴う証券コード協議会の費用については、負担先の検討が必要になるがどうか。⁷
- 4 公社債コードを附番した場合、社債 ST のコード体系が3つになることで、各社のシステム上や事務運用上の問題は無い。
- 5 その他、公社債コードの附番に関しての課題等はあるか。

なお、社債 ST に公社債コードを附番することは、社債 ST が同コード体系に含まれているために、申請があれば可能である旨、事務局にて証券コード協議会に確認済みである。

本件照会事項のうち、項番①については、複数の委員からシステム改修の費用が抑制される可能性があること、公募債が発行され広くリテール向けに販売していくことを前提とすると日本証券業協会の公表している売買参考統計値の対象銘柄となり得て、その報告に利用することも想定するべきである、などの理由から、照会内容のような前提（当面は参考情報の位置付け）であっても社債 ST には公社債コードを附番すべきとの見解が示された。又、その他の委員からも公社債コードの附番に否定的な意見はほとんど示されていない。

項番②については、多くの委員から将来的な課題として認識した上で、直近での対応を望むものではない旨の見解が示された。

項番③については、複数の委員から START 市場振興の観点から、ODX にて負担すべきとの見解が示された。

項番④については、現状では公社債コードを社債 ST に附番する場合であっても、基本的には参考情報としての位置付けになることから、各委員からは特段の問題は無いとの見解が示された。

以上の議論から、社債 ST については、ISIN コードと START コードに加えて、公社債コードも参考情報の位置付けで附番することが望ましいので、その方向で事務局にて早急

⁷ 証券コード協議会では、協議会を構成する団体（東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所及び証券保管振替機構）の上場銘柄又は取扱い銘柄以外の有価証券に附番する場合は、個別に実費を徴求する方針を採っている。

に対応を進めるべきとの見解が総論として示された。⁸

6. 社債 ST の契約締結前書面の標準化

(1) 課題

取引参加者がその顧客と取り交わす契約締結前書面については、いずれの取引参加者の顧客であっても基本的に同質の情報が提供されるべきである。不動産 ST においては、START 市場での取引に係る点を中心に記載内容につき一定の標準化を行い、又、銘柄固有のリスク情報等については、ST-Nominator から他の取引参加者への情報提供を行い、原則としてのその情報を適用する運用としている。

社債 ST の契約締結前書面についても同様に一定の標準化を行う必要がある。

(2) 議論の取りまとめ

本件につき、事務局より TF メンバーを通じて関係する委員及びオブザーバーに対して、以下の4点の照会を行った。

- 1 セカンダリー・マーケット関係の情報に関しては、不動産 ST の参考記載例を原則として準用することで良いか。
- 2 発行体関係や銘柄固有のリスク情報等については、ST-Nominator の記載内容を各取引参加者で共有し、原則としてそれを適用することで良いか。
- 3 ブロックチェーン関係のリスク情報は、不動産 ST とブロックチェーン・プラットフォームが同一であるならば、不動産 ST の内容と基本的に同一であるので、原則として不動産 ST の記載内容を準用することで良いか。
- 4 その他、社債 ST に限らず、ST に係る契約締結前書面の運用面等で改善すべき点はあるか。ただし、ST についても上場有価証券等書面⁹に準ずる扱いとする金商業等府令改正要望¹⁰の件は除く。

本件照会事項のうち、項番①については、多くの委員から基本的に準用で問題ない旨の

⁸ 本見解を受け、事務局にて証券コード協議会とは、公社債コードを ISIN コードと併せて証券コード協議会が附番すること、又、両コードの附番申請は ODX が自社の負担で実施すること、で調整済み。なお、Trading GUI 画面への公社債コードの表示は、秋口に予定されている定期メンテナンス時に実施する方向で調整済み。

⁹ 金融商品取引所に上場している株式等に関するリスクや手数料等について記載した書面。日本証券業協会の協会員（証券会社）は、顧客が上場株式等の取引を開始するまでにこの書面を個別銘柄ごとの契約締結前交付書面に代えて交付することで足りるとされている。

¹⁰ 金融商品取引業等に関する内閣府令第 80 条及びそれに関連する日本証券業協会制定の自主規制規則。

見解が示された。なお、一部の委員から社債 ST と一般の社債（振替債等）の顧客目線からのメリット・デメリットの記載を検討すべきとの意見が寄せられた。¹¹

項番②及び③に関しては、多くの委員から原則、準用で良い旨の見解が示された。

項番④に関しては、複数の委員から、既にトークン化有価証券の契約締結前書面のひな型が日本証券協業協会から示されており、フォーマット統一の観点から、可能であれば当該ひな型と内容や表現について平仄を取った上で日本証券業協会から提示して頂く方向で調整すべきとの意見が寄せられた。

以上の議論から、社債 ST の契約締結前書面についても、ODX より提示の内容で標準化を進め、金融庁及び日本証券業協会への連携も ODX にて実施することとする。なお、日本証券業協会提示のひな型への統合についても、ODX 主導で日本証券業協会との調整を行うこととする。

おわりに

本取りまとめに示された内容は、時間的制約がある中で幾つかの前提を置いた上での検討結果である。よって、今後、当該前提とは異なる条件が付された債券を ST 化する商品が START での取扱いが見込まれる際には、その条件を踏まえて再度、検討を行うことを予定している。しかし、本検討で示された内容によって、実務が運用されることとなる点も踏まえ、当該見直しに際しては、本取りまとめの内容を可能な限り尊重することが望まれる。

(以 上)

¹¹ 本検討の結果として、利払いに関して売買停止が一定期間発生する可能性が生じるので、少なくともその点はリスク情報に記載することが必要となる。